

社会福祉法人平取町社会福祉協議会 介護職員処遇改善加算支給要綱

令和4年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、厚生労働省が定める介護職員処遇改善加算で得られる加算額の支給について必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 常用職員・臨時的職員の別を問わず訪問介護に従事する職員に支給する。

(支給方法及び支給額)

第3条 支給額は第1条で得られる加算額の範囲内とし、次のとおり支給する。

- (1) 常用職員は介護職員処遇手当として、月額15,000円を支給する。
- (2) 臨時的職員は処遇改善加算分として、令和3年度の時間給1,220円に150円を加算した額を時間給として支給する。
- (3) 第1条の加算額と前第1号及び第2号で支給した額に余剰額が発生した場合は、年度末において清算し年度末一時金として支給する。
- (4) 前第3項の年度末一時金の額は、常用職員・臨時的職員を問わず時間数に応じ算出する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。